
特集：人権政策としての移民政策

国内人権機関と個人通報制度

山崎公士 神奈川大学

キーワード：人権救済，国内人権機関，個人通報制度

本稿は、日本における人権救済制度を質的に充実するため、国内人権機関の新設と人権諸条約上の個人通報制度を導入すべきことを論じるものである。

日本の現行制度では、人権侵害に苦しむ人びとは十分に救済されていない。こうした現状にあつて、日本における人権保障制度を一層実質化するため、二つの方策が考えられる。一つは、日本が締約国となっている上記のような人権諸条約を国内法化する法律を制定し、人権諸条約が規定する国際人権基準を裁判規範として活用できる法的環境を整えることである。もう一つは、国内人権機関を新設し、また個人通報制度を導入することで、日本国内での人権救済の可能性を豊富化することである。国内人権機関という、立法・行政・司法の三権とは異なる、新たなタイプの公的機関が登場すれば、①人権政策提言、②人権相談・救済、③人権教育の総合調整という従来別個に進められてきた活動の有機的な統合が図られる。同時に、個人通報制度が導入されれば、条約体の人権条約をモノサシとして、国内人権状況を検討する環境が整う。両者の整備によって、日本における人権救済制度は質的に充実するであろう。

1 はじめに——本稿の趣旨

国家には憲法に規定される人権を自国内で保障する義務がある^{*1}。このため国家は国内法を整備し、行政・司法機関がこれらの義務を果たしてきた。しかし、特に人権侵害された者の救済に関し、国家は人権保障義務を十分に果たしていないことが1980年代以降問題視され始めた。

日本においても、移住労働者や外国籍者の人権は医療・社会保障、労働、教育等さまざまな局面で尊重されず、また侵害されている。人身売買やDVのサバイバーの権利も十分に保障されているとはいえない。これらの人権問題は、公権力や私人によって引き起こされる人権侵害である場合が多いが、法制度や行政のありかたそのものに根ざす構造的なものも少なくない。

こうした人権侵害を受けた者は、費用と時間がかかり、しかも手続が面倒な裁判を利用して救済を求めることはまれで、多くの場合泣き寝入りを強いられてきた。また構造的な人権問題の解決を、個別事案を扱う裁判に期待することはできない。こうした事情は世界共通の課題といえる。

そこで国際連合(国連)は、人権政策提言、人権侵害された者の救済ならびに人権教育の機能を

もつ、政府から独立した人権保障機関（国内人権機関）の設置を加盟国に働きかけている。その前提として、1992年に旧・国連人権委員会は、国内人権機関づくりの指針として「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則」（パリ原則）を採択^{*2}（1993年には国連総会でも採択^{*3}）した。国内人権機関が設置されれば、主権国家内での人権侵害の救済可能性が質的に拡大する。さらに、人権諸条約の条約体（条約実施機関）への個人通報制度が利用可能となれば、国境を越えた国際的な人権救済に新たな途が開かれる。

本稿では、20世紀後半に諸国で設置されるようになった新しいタイプの人権救済機関である国内人権機関の役割と人権諸条約の実施措置の一つとして機能している個人通報制度の意義を概観し、日本における人権救済制度の質的向上に向けて、国内人権機関の設置と個人通報制度の導入が有益であることを明らかにしたい。

2 日本における人権救済制度の現状と問題点

日本社会では公権力による人権侵害や私人間の人権侵害・差別などが相変わらず起きている。こうした侵害や差別を受けた者は、①国や自治体の行政機関に苦情を訴え、②弁護士会や人権NGOに相談し、あるいは③裁判を起こして被害の救済を求めることができる。しかし、国の人権行政は内閣府、法務省、厚生労働省、文部科学省等々による縦割り状況にあり、一元的な人権教育や人権相談・救済活動に取り組む体制は整っていない。従来から国の人権相談・救済を担当してきた法務省の人権擁護行政や人権擁護委員制度は、人権侵害された者からあまり信頼されていない。他方で、自治体や民間団体は熱心に人権相談・救済活動に取り組んでいるが、十分な権限を持たないため、人権侵害や差別をした者に対し強い勧告などができない。

本来、裁判所は「人権の砦」であり、裁判所の人権救済機能は重要である。しかし、裁判を起こすには弁護士費用や訴訟費用が必要で、判決までかなり時間がかかり、当事者に相当の負担となる。裁判所に期待できるのは主として金銭賠償で、当事者が納得のいくような関係調整や謝罪、再被害の防止などは期待できない。さらに、公開法廷での立証などによって、当事者は二次的な人権侵害・差別を受けるおそれもある。加えて、裁判による人権救済は個別事件の救済にとどまり、人権侵害・差別の歴史・社会・制度的背景にまで深くメスを入れるなど、人権侵害の構造的解明やその抜本的解決は期待できない。このため、裁判を起こすことを尻込みし、結果として泣き寝入りとなる場合も少なくない。人権侵害され、差別された者が十分に救済されず、当事者に不満が残る状況は、社会正義という観点から決して望ましいことではない。

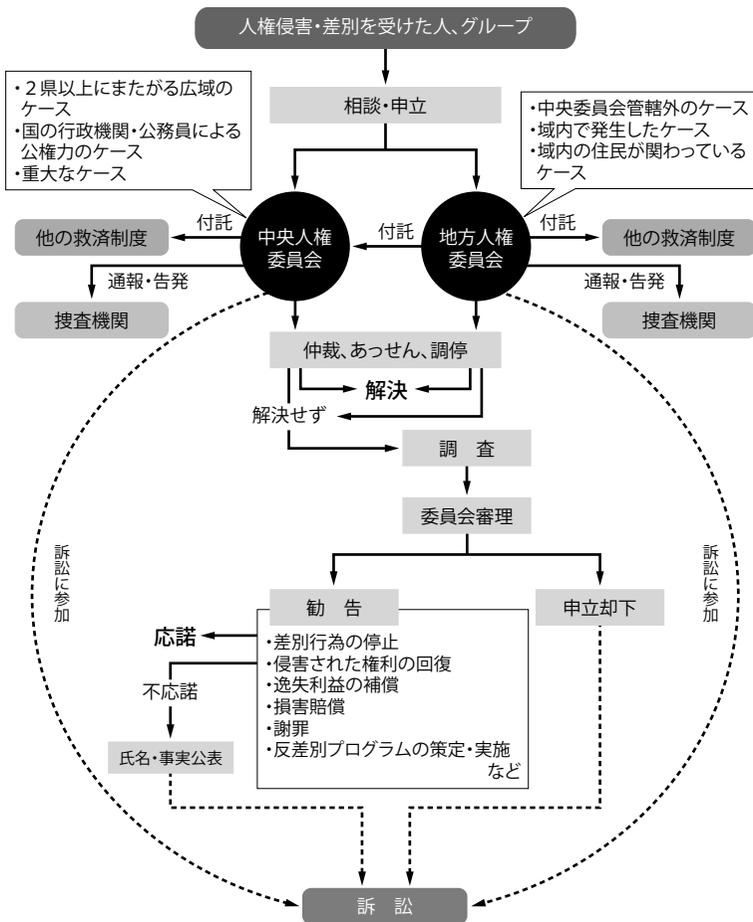
これに対し、国内人権機関による救済は、当事者がまず非公開の場で話し合い、人権侵害・差別行為者がその反社会性に気づき、謝罪や賠償に応じることを促す裁判外紛争解決（ADR）の形で進められる（図1参照）。国内人権機関の場でのADRによって、侵害・差別事案の迅速・柔軟で専門的な解決が可能となり、従来は泣き寝入りを強いられてきた者が申立しやすい環境が整う。このADRは同時に、侵害・差別行為者を説得し当事者間の調停を図る過程であり、行為者に対する人権教育の側面ももつ。ADRの手法による侵害・差別事案の救済事例は年次報告等の形で人権委員会から公表

されよう。また救済事例の蓄積によって、人権侵害・差別の歴史・社会的構造が解明され、その成果は人権教育や人権政策提言に結びつくであろう。

現代社会の複雑・多様な人権侵害・差別事象に的確に対処し、ひろく人びとの人権を守り、社会正義を実現するため、今こそ政府から独立した新たな国内人権機関が求められている。

なお、日本政府は、国連人権理事会や人権諸条約の条約体から、パリ原則（後述）に準拠した国内人権機関の設置についてたびたび勧告を受けている*4。

図1 国内人権機関による人権相談・救済のプロセス



出所:人権市民会議, 2009『頼れる「国内人権機関」を一人権にも119番が必要です』

3 国内人権機関——新タイプの人権救済機関

諸外国でも実は同様のことが問題となっていた。これを解消するため、1970年代から諸国では立法・行政・司法機関とは異なる、「国内人権機関」といわれる新たな人権救済機関の設置が進められてきた。

「国内人権機関」とは、①人権保障のため機能する既存の国家機関とは別個の公的機関で、②憲

法または法律を設置根拠とし、③人権保障に関する法定された独自の権限をもち、④いかなる外部勢力からも干渉されない独立性をもつ機関の総称である。人権委員会のように複数の個人で構成される型と、オンブズパーソンのように単独の個人で活動する型がある。オーストラリアの人権委員会やスウェーデンの国会オンブズマンなど、今日では世界の122か国・地域(2010年末時点)で設置されている*5。

発展途上国では軍隊や警察の権力濫用による人権侵害が横行し、また先進国でもマイノリティに対する構造的・社会的差別が解消していない。こうした人権侵害や差別の被害者は、費用と時間がかかり、しかも手続が面倒な裁判を利用して救済を求めることはまれで、多くの場合泣き寝入りを強いられてきた。そこで冷戦後国連は、人権侵害の苦情について無料で相談を受け、迅速、簡単に救済を図る、政府から独立した人権救済機関の設置を加盟国に働きかけ始めた。

1993年の「ウィーン宣言及び行動計画」*6では、「人権の促進及び保護のために国家機関(国内人権機関)が果たす重要で建設的な役割、とりわけ、管轄機関への助言機能、人権侵害を救済する役割、人権情報の普及、人権教育といった役割をあらためて確認し、……パリ原則に関連し、かつ各国家が国内レベルで個別の必要に最も適した枠組みを選択する権利を有していることを認識したうえで、国家機関の確立及び強化を奨励した(第I部36項)。

4 国内人権機関の機能・独立性と国連パリ原則

パリ原則は、①国内人権機関(以下、「機関」)の機能と責任、②構成と独立性・多元性の保障、③活動方法、④準司法的権限、の4項目について国内人権機関のあるべき姿を示している。その概略は次の通りである。機関は人権の促進と保護の権限を付与されるものとされ、その構成と権限は憲法または法律で定め、できる限り広範な職務を与えられるものとする。機関の権能としては、①人権法制・状況に関する政府・議会への提言、②人権諸条約の批准や国内実施の促進、③人権諸条約上の政府報告書への意見表明、④国連人権関係機関などとの協力、⑤人権教育・研究プログラムの作成支援、⑥人権・差別撤廃の宣伝、を例示する。

これらの機能を十分に発揮するため、機関の構成員は社会の多元性を反映するよう選出し、その任期は明確に定め、独立した財源をもつものとするなど、機関の独立性の確保策を示す。

機関の活動としては、①苦情申立の検討、②意見の聴取、情報・文書の取得、③意見や勧告の公表、④人権の促進と保護に責任をもつ司法機関などとの協議、⑤人権NGOとの連携、などを掲げる。機関は司法機関ではない。しかし、パリ原則は、①調停を通じての友好的解決、②救済手段に関する申立者への情報提供、③法律の制限内での申立の聴聞、他機関への移送、④法律、規則、行政慣行の改正・改革の提案、など準司法的権限を機関はもてることも示している。

5 人権条約にもとづく個人通報制度を日本が受諾する意義*7

個人通報制度とは、個人や集団が、国際人権基準または人権条約によって認められた権利や基本

的自由が国家によって侵害された旨を国際的機関(人権条約の条約体や国連機関等^{*8})に通報し、国際的機関での検討を通じて人権侵害に関する権利救済を図る制度である。大別すると、人権条約にもとづくものと、国連や専門機関の活動によるものがある。

個人通報制度を採用する人権条約には、個人通報を受理・検討する条約体(各条約上の人権委員会・人権裁判所)の権限に関して、すべての締約国は当然にこれを認め、個人通報の対象とされるものとする条約(ヨーロッパ人権条約・米州人権条約・アフリカ人権憲章〔バンジュール憲章〕)、この権限を受諾する締約国だけが個人通報の対象とされる条約(人種差別撤廃条約・拷問等禁止条約・移住労働者保護条約)、自由権規約、女性差別撤廃条約や障害者権利条約のように、条約(規約)と同第一選択議定書(選択議定書)の双方の締約国のみが個人通報の対象とされる条約とがある。いずれの場合でも、個人通報制度は、国家報告制度や国家通報制度とならぶ人権条約の実施措置の一つである^{*9}。

個人通報が条約体で審査されるには、①国内的救済手続を尽くしていること(救済措置の不当な遅延の場合を除く)、②匿名の通報でないこと、③通報権限の濫用でないこと、④条約規定と矛盾しないこと、⑤同一問題が他の国際的調査または解決手続の下で審理中または審理済みでないこと、という条件を満たしていなければならない。個人通報制度は、国内での救済手段を使い果たしてもなお十分に救済されない場合にのみ、利用できるしくみである。

個人通報制度は、締約国の管轄下にある個人が通報できることになっている。したがって、もし日本が上記の批准や宣言をし、個人通報制度を受諾すれば、日本国内で起きた人権侵害について、日本国籍者だけでなく、外国籍者もこの制度を活用できることになる^{*10}。そうなれば、日本国内で起きた人権侵害や差別事案で、裁判に訴え最高裁判所で敗訴した事案も、自由権規約など人権条約をモノサシとして、自由権規約委員会などの条約体の場で検討されることになる。人権救済について新たな途が開かれることになり、画期的である。

6 国内人権機関の新設をめぐる最近の動向

日本では1990年代後半から、国内人権機関の設置が話題とされ始めた。法務省に設置された人権擁護推進審議会は2001年5月25日に「人権救済制度の在り方について」(人権救済答申)^{*11}を公表し、新たな人権救済機関の設置を提言した^{*12}。これを受けて、2002年3月8日に内閣は人権擁護法案^{*13}を国会に提出した。同法案は差別や虐待等に代表される人権侵害の禁止を謳い、これら人権侵害の防止・救済を図る人権委員会の新設を予定していた。しかし、同法案は国会で十分に審議されることなく、2003年10月10日の衆議院解散に伴い廃案となり、以降国会に再提出されることはなかった。国会内外から同法案が厳しく批判された^{*14}ことがその原因であった。

その後、「『人権侵害救済法』(仮称)法案要綱・試案」(部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会、2004年)、「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」(民主党、2005年国会提出・2005年廃案)、「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」^{*15}(2008年11月)等が提案されたが、必ずしも大きな動きとはならなかった。

2009年8月の総選挙の結果、民主党が政権に就いた。2009年9月16日、千葉景子法務大臣は大臣就任記者会見において、①人権救済機関の設置、②人権条約にもとづく個人通報制度の受諾、③取り調べ可視化の実現を明言した。③の重要性は足利・志布志・氷見事件などの冤罪事件との関連で報道される機会も多く、一般によく知られている。法務省と警察庁は省庁内に勉強会を立ち上げ、取り調べ可視化の検討を始めている^{*16}。これに対し①と②の知名度は低く、千葉大臣の上記会見でも記者からまったく質問が出ず、その後もほとんど報道されていない。

「民主党の政権政策Manifesto2009」の中に、「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する」という項目が書き込まれていたことが、千葉大臣発言の直接の背景と思われる。しかし、この項目は、さまざまな人権課題を掲げて活動してきた多様な人権NGOの要望に応じて明記されたことを忘れてはならない。この要望を実現するため、これまで各人権分野（公権力人権侵害、部落差別、アイヌ民族差別、外国籍者差別、移住労働者の人権、障害者の人権、女性の人権、子どもの人権、性的マイノリティの人権等々）で人権救済制度の確立を求めてきたNGOや団体によって、「国内人権機関設置と各選択議定書批准に関する共同要請書」を内閣総理大臣などに提出する運動が展開されている。

最近の主立った動きとしては、2010年6月22日に法務省政務三役が公表した「新たな人権救済機関の設置について(中間報告)」^{*17}があげられる。国内人権機関の制度設計に関し、今後影響を及ぼす可能性がある文書であるので、全文を掲げる。2項と6項は特に注目される。

法務省政務三役「新たな人権救済機関の設置について(中間報告)」

1 法案の名称

法案の名称については、人権侵害による被害に対する救済・予防等のために人権救済機関を設置すること、その救済手続等を定めることなど、法案の内容を端的に示す名称とするものとする。

2 人権救済機関(人権委員会)の設置

人権救済機関については、政府からの独立性を有し、パリ原則に適合するものとして、人権委員会を設置する。人権委員会は、内閣府に設置することを念頭に置き、その組織・救済措置における権限の在り方等は、なお検討するものとする。

3 人権委員会

人権委員会については、我が国における人権侵害に対する救済・予防、人権啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出すること等をその任務とするものとする。

4 地方組織

実効的な調査・救済活動のため、地方組織体制を構築する必要があるが、地方組織については、既存の組織の活用・充実を図るなど、新制度が速やかにスタートできるよう検討するものとする。

5 人権擁護委員

人権擁護委員については、既存の委員及びその組織体を活用し、その活性・充実を図ることを検討するものとする。

6 報道関係条項

報道機関等による人権侵害については、特段の規定を設けないこととし、報道機関等による自主的取組の状況を踏まえつつ、今後の検討課題とするものとする。

7 特別調査

事実の調査については、その調査拒否に対する制裁的な規定は置かないことを含め、なお検討するものとする。

8 救済措置

救済措置については、人権擁護推進審議会答申後の法整備の状況等を踏まえ、なお検討するものとする。

7 個人通報制度の導入をめぐる最近の動向

人権諸条約選択議定書等を批准し、日本で個人通報制度を活用できるようにすべきであるとの主張は、大阪弁護士会等の各地の単位弁護士会、日本弁護士連合会その他のNGOによって10年来展開されている。2010年1月には多くの人権NGOによって「国内人権機関設置と各選択議定書批准に関する共同要請書」が内閣総理大臣や外務大臣等に提出された^{*18}。また、日本弁護士連合会は、同年5月の第61回定期総会において「わが国における人権保障システムの構築及び国際人権基準の国内実施を求める決議」を採択し、パリ原則に合致した真に政府から独立した国内人権機関を内閣府外局に設置することとともに、国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約などにおける個人通報制度を導入することを、政府及び国会に対して強く求めた^{*19}。

こうした要請に対し、政府はどのように対応しているのだろうか。浜田昌良参議院議員は2010年6月に提出した「自由権規約第一選択議定書批准に関する質問主意書」で、「二〇〇九年の鳩山政権発足直後の記者会見で、千葉景子法務大臣は個人通報制度の導入に向けた体制整備を進めていると発言している。わが国が批准した主たる人権条約であって、個人通報制度を持つ自由権規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約の四条約の全てについて、同時に導入するという理解でよいか、政府の見解を示されたい」と質問した^{*20}。これに対し、同月の内閣総理大臣による答弁書では、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書等人権に関する様々な条約に設けられている個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連で問題が生ずることはないかという観点や個人通報制度を受け入れる場合の実施体制を含め検討課題があると認識している。個人通報制度の受入れの是非については、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、政府として真剣に検討を進めているところであるが、現時点で検討に要する具体的な期間についてお答えすることは困難である」と回答している^{*21}。なお、外務省では自由権規約第一選択議定書等の批准等を前向きに検討中であると伝えられている。

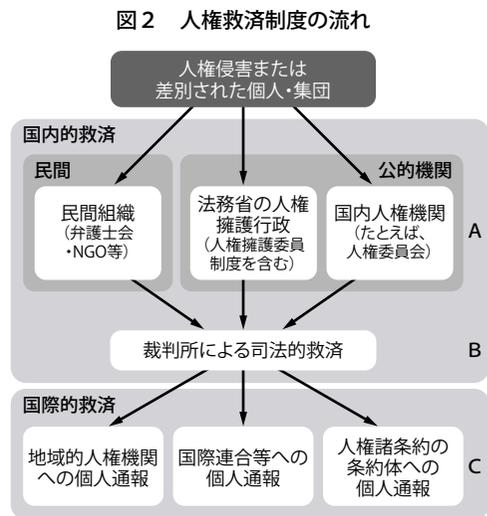
8 結びにかえて——国内人権機関の設置と個人通報制度の受諾の意義

本稿では、日本における人権救済制度を質的に充実するため、国内人権機関の新設と人権諸条約上の個人通報制度を導入すべきことを論じた。その背景には、日本の現行制度では、人権侵害に苦しむ人びとは十分に救済されてこなかったという事実がある。

日本国憲法には確かに平等原則が規定されている。しかし、これを具体化する法律はまだ未整備な状況にある。日本は自由権規約・人種差別撤廃条約・女性差別撤廃条約など人権諸条約の締約国であり、これら条約が示す法規範が法律の不備を補う可能性はある。しかし、日本政府や日本の裁判所は、これまで各人権条約の実現や裁判における適用に、極めて消極的な態度をとり続けてきた。

こうした現状にあって、日本における人権保障制度を一層実質化するため、二つの方策が考えられる。一つは、日本が締約国となっている上記のような人権諸条約を国内法化する法律を制定し、人権諸条約が規定する国際人権基準を裁判規範として活用できる法的環境を整えることである。もう一つは、国内人権機関を新設し、また個人通報制度を導入することで、日本国内での人権救済の可能性を豊富化することである。国内人権機関という、立法・行政・司法の三権とは異なる、新たなタイプの公的機関が登場すれば、①人権政策提言、②人権相談・救済、③人権教育の総合調整という従来別個に進められてきた活動の有機的な統合が図られる。また個人通報制度が導入されれば、条約体が人権条約をモノサシとして、国内人権状況を検討する環境が整う。

人権救済の方法としては、A. あっせん・調停などの裁判外紛争解決(ADR)→B. 裁判→C. 国内救済を尽くした後の個人通報制度の活用、がある。国内人権機関の設置はAの整備であり、個人通報制度の導入はCを可能とするものである。両者が実現すれば、人権侵害や差別を受けがちな人びとにとって、質的に充実した人権救済の可能性が拓かれることになる(図2参照)。



出所：山崎公士、2010「日本における人権救済制度の整備—国際人権法の観点から」『自由と正義』61巻3号10頁より

*1 1993年6月の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」第1部5項は、「すべての人権は、普遍的かつ不可分であり、相互に依存しあかつ関連している。……国家的、地域的特殊性並びに様々な歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性を考慮しなければならないが、すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、その政治的、経済的及び文化的制度のいかに拘らず、国家の義務である」としている。ウィーン宣言及び行動計画のテキストは、U.N. Doc. A/CONF.157/24(Part I)(32 I.L.M. 1661(1993)、翻訳は、自由人権協会訳(山崎公士監修)、1996「ウィーン宣言及び行動計画」世界人権会議NGO連絡会編『NGOが創る世界の人権—ウィーン宣言の使い方』明石書店。

- *2 Commission on Human Rights resolution 1992/54 of 3 March 1992, annex (Official Records of the Economic and Social Council, 1992, Supplement No. 2 (E/1992/22), chap. II, sect. A).
- *3 General Assembly resolution 48/134 of 20 December 1993, annex. 翻訳は、山崎公士訳「国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)」(<http://www.hurights.or.jp/archives/institutions/post-1.html>, 2010年12月31日アクセス)。
- *4 規約人権委員会の日本の国家報告への最終所見(以下、「最終所見」)9項(1998.11), 社会権委員会の最終所見38項(2001.9), 女性差別撤廃委員会の最終所見37, 38項(2003.7), 子どもの権利委員会の最終所見14項(2004.2), 国連人権理事会の普遍的定期審査結果文書(2008.6), 規約人権委員会の最終所見9項(2008.10), 女性差別撤廃委員会の最終所見23, 24項(2009.8), 人種差別撤廃委員会の最終所見12項(2010.3)等。
- *5 アフリカ地域34か国, アジア・太平洋地域20か国・地域(香港とパレスチナを含む), 米州地域25か国, ヨーロッパ地域43か国で国内人権機関は設置されている(National Human Rights Institutions Forum, List of National Human Rights Institutions, available at <http://www.nhri.net/NationaldataListPrint.asp>, 2010年12月31日アクセス)。
- *6 テキストおよび翻訳は、前掲注1。
- *7 個人通報制度の意義と機能については、本誌窪誠論文も参照されたい。
- *8 1503手続, ユネスコやILOにおける苦情申立手続などがある。
- *9 個人通報制度について詳しくは、山崎公士, 2005「個人通報制度」国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』三省堂参照。
- *10 OECD加盟30か国で人権条約にもとづく個人通報制度を活用できない国は日本だけである。
- *11 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_010525.html, 2010年12月31日アクセス。
- *12 人権侵害の現状や被害者救済制度の実情, 特に, 最終的な紛争解決手段である裁判制度における一定の制約などを踏まえると, 今日幅広い人権救済の要請に応えるため, 人権擁護行政の分野において, 簡易性, 柔軟性, 機動性等の行政活動の特色をいかした人権救済制度を整備していく必要がある。すなわち, 新たな人権救済制度は, 被害者の視点から, 簡易・迅速で利用しやすく, 柔軟な救済を可能とする裁判外紛争処理の手法を中心として, 最終的な紛争解決手段である司法的救済を補完し, 従来くみ上げられなかったニーズに応える一般的な救済制度として位置付けられるべきである(人権救済答申, 第3人権救済制度の果たすべき役割, 1人権救済制度の位置付け)。
- *13 http://www.moj.go.jp/houan1/houan_jinkenyougo_refer02.html, 2010年12月31日アクセス。
- *14 当初の主な批判内容は, ①「人権」の定義が不明確, ②法務大臣の所管とされる「人権委員会」は独立性に欠ける, ③公権力による人権侵害を相対的に軽視している, ④メディアによる人権侵害を特別救済手続の対象とするのは表現の自由・報道の自由を脅かすおそれがある, ⑤人権委員会委員の資格要件・人数・任期を修正すべきである, ⑥地方人権委員会を設置すべきである, ⑦人権擁護委員制度を抜本的に改めるべきである, ⑧人権委員会の提言機能を強化すべきである, 等であった。なお, 2005年3月に当時の政権党であった自由民主党内で, ①法案の人権侵害の定義があいまいで, 憲法が保障する表現の自由などに反する, ②人権委員会の下で人権救済活動にあたる「人権擁護委員」の選考過程が不透明で, 国籍条項も撤廃されるのは問題だなどの意見が出され, 法案の国会上程を党内決定できない状況となった。山崎公士, 2003「国際人権法の視点から見た人権擁護法案の問題点」『国際人権』14号参照。
- *15 旧・人権擁護法案に対する批判も踏まえ, 新たな国内人権機関構想を提示する(http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/081118_4.html, 2010年12月31日アクセス)。
- *16 2010年6月, 法務省は取調べの可視化に関する省内勉強会の中間取りまとめとして「可視化に関する今後の検討方針について」を公表した(<http://www.moj.go.jp/content/000049066.pdf>, 2010年12月31日アクセス)。
- *17 <http://www.moj.go.jp/content/000049281.pdf>, 2010年12月31日アクセス。
- *18 <http://www.geocities.jp/mkaw8/hrcc/events/09/1112.html>, 2010年12月31日アクセス。
- *19 http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/ga_res/2010_1.html, 2010年12月31日アクセス。
- *20 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/174/syuh/s174085.htm>, 2010年12月31日アクセス。
- *21 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/174/touh/t174085.htm>, 2010年12月31日アクセス。

《参考文献》

- ・「特集：国内人権機関の設置—法務省中間報告を受けて」日本弁護士連合会『自由と正義』61巻11号（2010）
- ・NMP研究会・山崎公士編，2001『国内人権機関の国際比較』現代人文社
- ・アジア・太平洋人権情報センター編，2004『人権保障の新たな展望—国内人権機関の機能と役割』アジア・太平洋人権情報センター
- ・国連人権センター・山崎公士監修（マイノリティ研究会訳），1997『国内人権機関—人権の伸長と保護のための国内機関づくりの手引き書』マイノリティ研究会
- ・坂元茂樹，2006「紛争解決機能としての個人通報制度」島田征夫・杉山晋輔・林司宣編『国際紛争の多様化と法的処理（栗山尚一先生・山田中正先生古稀記念論集）』信山社出版
- ・佐藤文夫，1999「自由権規約個人通報制度の現状と若干の評価」『国際法外交雑誌』98巻1-2号
- ・申恵丰・阿部浩己監修，アムネスティ・インターナショナル日本支部国際人権法チーム編著，1998『個人通報制度って知ってる？—自由権規約選択議定書の実現をめざして』現代人文社
- ・永野貫太郎，2010『『個人通報制度』とその手続』日本弁護士連合会『自由と正義』61巻3号
- ・山崎公士，2002「日本における人権救済制度の立法化—国際人権法の視点から見た人権擁護法案の問題点」国際人権法学会『国際人権』13号

National Human Rights Institutions (NHRIs) and Individual Communications under Human Rights Treaties

YAMAZAKI Koshi

Kanagawa University

key words: human rights remedies, National Human Rights Institutions (NHRIs), individual communications

This paper examines the establishment of a national human rights institution and the introduction of the individual communication system under human rights treaties for enhancing the effectiveness of human rights remedies system in Japan.

A person whose rights are violated can seek the help of the civil liberties administration section of the Ministry of Justice and the complementing system of Civil Liberties Commissioners, comprised of approximately 14,000 volunteers nationwide. If they do not provide adequate remedies, judicial remedies can be sought. There are also private initiatives, such as the Appeal for Human Rights Relief system operating under the Bar Associations.

But the civil liberties administration and commissioners have so far not enjoyed much public trust. Recourse to court takes time and money, and requires the victim to speak in public about the violations and discriminations suffered. These burdens force many people to give up seeking judicial remedies.

More than 100 countries in the world have established national human rights institutions today. These institutions are (1) national institutions separate from existing administrative or judicial institutions; (2) based on the Constitution or statute; (3) have independent mandates set forth in legislation to protect human rights; and (4) their independence is protected from any interference by outside authorities. Some are comprised of several individuals, like the Australian Human Rights Commission, while some take the form of a single person of an Ombudsperson. The Swedish Parliamentary Ombudsman is a typical example of the latter.

Remedies involving national human rights institutions are, as a general rule, free of charge and without complicated procedures, are confidential and can be settled in a short period of time. The institutions in various countries aim to complete their processes within a six to twelve months period.

Thus, the establishment of an institution of this kind, along with an introduction of the individual communication system, would enhance the probability to enjoy remedies for persons whose human rights are violated.